女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(第2回)

空知信用金庫

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 今和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間
- 2. 目標

男性の育児休業・出生時育児休業取得率30%以上を目指す。

3. 取組内容と実施時期

令和7年4月~配偶者が出産した男性職員を対象として、総務人事部及び上司から 育児休業取得をすすめるとともに、上司主導で部署全体の業務の配 分についても見直しを実施する。

4. 女性の活躍に関する情報公開

育児休業取得率・子育て関連の休暇取得状況

令和6年度 育児休業取得率

正職員 全体 60% (男性0%、女性100%)

嘱託職員 • 契約職員

全体 100% (男性0%、女性100%)

令和6年度 分娩休暇(※)取得者数

※配偶者の分娩時に特別休暇を3日間付与

正職員 男性 0名

嘱託職員・契約職員 該当者なし

令和6年度 育児サポート休暇(※)取得者数

※生後1歳以下の子を養育する職員が対象

正職員 男性6名(女性職員は育児休業取得により0名)

男性職員については対象者全員が取得

嘱託職員・契約職員 該当者なし